

○郡山市公有財産審議会条例

昭和63年3月28日
郡山市条例第6号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、公有財産の処分について審議するため、郡山市公有財産審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 1件の見積価格が1千万円以上又は面積が1平方メートル以上の土地及び建物の売払い、交換又は譲与に関する事。
- (2) 前号のほか市長が必要と認めた事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市の区域内に住所を有する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会の委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

5 審議会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、財務部公有資産マネジメント課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年郡山市条例第40号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成15年郡山市条例第1号)抄

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成26年郡山市条例第9号)

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。